

2019年12月24日(火)

第5回 関電疑惑 野党合同ヒアリング  
省庁出席者

■経済産業省

電力・ガス事業部政策課長

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長

電力・ガス事業部電力産業・市場室長補佐

■財務省

国税庁長官官房総務課長

国税庁課税部課税総括課長

■法務省

民事局官房参事官

刑事局参事官

■公正取引委員会

審査局管理企画課長

※関西電力株式会社に出席を依頼しましたが、「第三者委員会を設置しており、現時点では質問に答えることが難しい」との理由で出席を拒否されました。

- ・ 確認内容：森山氏による関電役職員への金品提供に関し、  
関西電力が2018年9月にまとめた社内報告書を、関電による公表前に知っていたか
- ・ 確認対象：2018年9月以降、職務上、電源立地地域と直接の接点を持つ可能性のある者もしくはあった者（資源エネルギー庁幹部、電力・ガス事業部職員等）  
合計 269 名
- ・ 確認結果：（全員）知らなかった

平成30年度電気事業監査結果報告（本省分）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定	影響額 (百万円)	指導
			発見された事実	指導内容			
1	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、精算完了までに最長25ヶ月を要した案件など、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、案件の管理不足、業務幅員によるもの等であった。 * 調査件数165件、精算完了までに8ヶ月以上を要した不適切案件26件 〔調査件数は、平成29年度に精算が完了した案件のうち、受電接続設備工事（特別高圧は全件、高圧と低圧は金額上位10件）、供給接続設備工事（金額上位30件）、いずれの工事において完成後精算までに3ヶ月以上を要した案件の合計数。（以下同じ）〕	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等を行っているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）		B その他の指摘事項【文書】
2	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、精算完了まで最長20ヶ月を要した案件など、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務幅員によるもの等であった。 * 調査件数373件、精算完了まで8ヶ月以上を要した不適切案件125件	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等を行っているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）		B その他の指摘事項【文書】
3	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、精算完了までに11ヶ月を要し、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。この遅延理由は、事務工程の管理が的確になされていなかったため等によるものであった。 * 調査件数71件、精算完了まで8ヶ月以上を要した不適切案件1件	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等を行っているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）		B その他の指摘事項【文書】
4	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、精算完了までに最長10ヶ月を要した案件など、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務幅員によるもの等であった。 * 調査件数24件、精算完了まで8ヶ月以上を要した不適切案件3件	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等を行っているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）		B その他の指摘事項【文書】
5	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、精算完了までに最長11ヶ月を要した案件など、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理が的確になされていなかったため等によるものであった。 * 調査件数105件、精算完了まで8ヶ月以上を要した不適切案件2件	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等を行っているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）		B その他の指摘事項【文書】
6	禁止行為 (行為規制関連)	工事費負担金の精算事務の遅延	工事費負担金は、託送供給等約款の規定に基づき「工事完成後すみやかに精算する」とされているところ。 工事完成後、精算完了までに最長25ヶ月を要した案件など、すみやかに精算がされているとは言い難い案件があった。これらの遅延理由は、事務工程の管理不足や業務幅員によるもの等であった。 * 調査件数157件、精算完了まで8ヶ月以上を要した不適切案件51件	電気事業監査においては、法令等の遵守、発電契約者のスムーズな事業展開の観点から工事費負担金の精算について託送供給等約款の規定に基づき、すみやかに精算がなされるよう、従前から指導等を行っているところ。 当該事業者においても、託送供給等約款や関連規程等に基づき、すみやかに精算処理を実施すべきである。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（工事費負担金の申受けおよび精算）		B その他の指摘事項【文書】
7	約款の運用	契約電力が超過した契約者への対応が不適切	契約電力(kW)を超過した需要者が発生した場合、託送供給等約款に基づき小売電気事業者（新電力等）から契約超過金を申し受けるとともに、契約電力を変更していただくことにより、適正化を図るとされている。 契約変更の要請を行ってはいしたが、適正契約の協議が整わなかったこと等により、12ヶ月間連続で契約電力の超過が生じていた需要者(6社)があった。	託送供給等約款（適正契約の保持等）において、供給契約が使用状態と比べて不適当と認められる場合には、その契約を「すみやかに適正なものに変更していただきます。」と規定されているところ。 契約者に対し契約電力の是正に係る通知等は行ったものの、12ヶ月間連続で契約電力の超過が生じていたことは約款の規定に照らし対応が不適切である。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（適正契約の保持等）		B その他の指摘事項【口頭】
8	約款の運用	契約電力が超過した契約者への対応が不適切	契約電力(kW)を超過した需要者が発生した場合、託送供給等約款に基づき託送供給等約款（新電力）に対し、契約超過金を申し受けるとともに、契約電力を変更していただくことにより、適正化を図るとされている。 契約電力を超過した月の翌月に、新電力に対し、超過理由の確認と契約変更の要請を都度行っていたが、適正化合意に至らず、12ヶ月間連続で契約電力の超過が生じていた需要者(1社)があった。	託送供給等約款（適正契約の保持等）において、供給契約が使用状態と比べて不適当と認められる場合には、その契約を「すみやかに適正なものに変更していただきます。」と規定されているところ。 契約者に対し契約電力の是正に係る通知等は行ったものの、12ヶ月間連続で契約電力の超過が生じていたことは約款の規定に照らし対応が不適切である。	①電気事業法第18条第2項（約款遵守） ②託送供給等約款（適正契約の保持等）		B その他の指摘事項【口頭】
9	約款の運用	供給側接続の事前検討の対応が不適切	供給側接続事前検討の申込みについて託送供給等約款においては、原則として2週間以内に検討結果を契約者にお知らせする旨を規定しているところ。託送供給等約款に定められた期間内に工事の要否について回答していなかった案件が732件中400件あった。さらに、系統アクセス指針に「原則として」から外れる事象の回答期間（3ヶ月）を追記していた。	託送供給等約款の規定が上位であり、2週間以内に工事の要否について回答していなかった案件が732件中400件あった状況下で、原則を外れる例外の規定(回答期間3ヶ月)を系統アクセス指針に追記することは、託送供給等約款の形骸化ともいえず不適切である。当該系統アクセス指針の規定を修正すべきである。	①託送供給等約款（供給側接続事前検討の申込み）		B その他の指摘事項【口頭】

平成30年度電気事業監査結果報告（本省分）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定	影響額 (百万円)	指導
			発見された事実	指導内容			
10	託送収支 部門別収支	「販売費」及び「一般管理費」の算定誤り	販売費及び一般管理費を離島供給費又は非離島供給費に分類する際、非離島供給費へ直課すべき一部の営業費用項目について、人員数比により離島供給費又は非離島供給費に配賦されていた。	離島供給費及び非離島供給費への直課及び配賦については、「電気事業の託送供給等収支に関する監査について」に基づき、適正に算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 2. (1) みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第1 6. (7)	送配電部門収支計算書等 (販売費) 誤：16,359 正：16,358 影響額：▲1 (一般管理費) 誤：69,119 正：69,117 影響額：▲2	B その他の指摘事項【文書】
11	託送収支 部門別収支	「アンシラリーサービス取引費用」の算定誤り	社内取引明細表の「アンシラリーサービス取引費用」に含まれる「アンシラリーサービス固定費」に、社内取引で発生する起動費（※）の計上が行われていなかった。 また、部門別収支計算書においてもアンシラリーサービス費用（固定費（起動費））の計上もれが生じていた。 ※起動費：給電指令所が契約電源等に対して指令したことにより、追加で起動または起動中止した回数に応じて発生する費用	調整力募集要綱に基づき、適正に起動費を算定すべきである。また、起動費を部門別収支計算書上アンシラリーサービス費用に適正に計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 3. (2)② みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第1 6. (4)	社内取引明細表 (アンシラリーサービス取引費用) 誤：13,101 正：13,037 影響額：▲64	B その他の指摘事項【文書】
12	託送収支	インバランス収支計算書（脚注）に記載の年度確定値の算定誤り	インバランス収支計算書の脚注に記載の「他社購入電源費」の年度確定値の算出において、各月のインバランス量に当該月の調整力単価を乗じて算定すべきところ、誤った調整力単価を適用して算定が行われていた。	インバランス収支計算書の脚注記載の「他社購入電源費」の年度確定値について、適正な調整力単価を乗じて算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第1 第11表（記載注意）3	インバランス収支計算書（脚注） (営業費用) 誤：179,651 正：178,439 影響額：▲1,211 (他社購入電源費) 誤：118,002 正：116,790 影響額：▲1,211	B その他の指摘事項【文書】
13	託送収支 部門別収支	送電費への振替処理誤り等	省令等にもとづく適切な計算が行われていない送配電部門収支計算書及び部門別収支計算書（平成28年度）が公表・提出されていたことを、昨年度の監査終了後に事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 1. 「検計業務法人委託費」について、全額非ネットワーク費用に整理すべきところ、床面積比を用いてネットワーク/非ネットワークに按分する処理を行っていた。 2. 販売費（諸費）に整理された会費費用について、一般管理費（諸費）から送電費に振り替える処理を行っていた。	電気事業託送供給等収支計算規則に基づく適切な計算を改めて行い、公表済みの託送収支計算書の修正・差し替えを行うべきである（2018年7月12日再公表済み）。 ※本件は、収支の公表・提出後に「事業者自らが」計算結果に対して再確認・再検証等を実施したことにより誤りを検出したものであり、電気事業監査を通じて直接的に検出されたものではない。そのため、誤った収支計算書が公表・提出されていた事実のみを指導対象とし、個別案件としての行政指導は行わない。	電気事業法第22条	平成28年度 超過利潤計算書等 (当期超過利潤額) 誤：4,401 正：5,056 影響額：655 部門別収支計算書 (規制部門当期純利益) ▲3	B その他の指摘事項【口頭】
14	託送収支	「建設仮勘定 火力発電設備」の計上漏れ等	省令等にもとづく適切な計算が行われていない送配電部門収支計算書が公表・提出されていたことを、事業者が自ら検出し、当委員会に自己申告した。その内容は以下のとおりである。 ・固定資産明細表（平成28年度）の「建設仮勘定 火力発電設備」について、一部計上漏れがあった。 ・送配電部門収支計算書（平成29年度）の「インバランスの買取相当額取引費用」及び「インバランスの供給相当額取引収益」について、算定誤りがあった。 ・固定資産明細表（平成29年度）の「建設仮勘定 配電設備」について、一部計上誤りがあった。	電気事業託送供給等収支計算規則に基づき適正な計算を改めて行い、公表・提出済みの託送収支計算書の修正・差し替えを行うべきである。 ※本件は、収支の公表・提出後に「事業者自らが」計算結果に対して再確認・再検証等を実施したことにより誤りを検出したものであり、電気事業監査を通じて直接的に検出されたものではない。そのため、誤った収支計算書が公表・提出されていた事実のみを指導対象とし、個別案件としての行政指導は行わない。	電気事業法第22条	平成28年度 固定資産明細表 誤：1,649,140 正：1,649,773 影響額：633  平成29年度 送配電部門収支計算書 (インバランスの買取相当額取引費用) 誤：58,645 正：58,620 影響額：▲24 (インバランスの供給相当額取引収益) 誤：50,491 正：50,466 影響額：▲24  平成29年度 固定資産明細表 誤：1,646,361 正：1,646,343 影響額：▲18	B その他の指摘事項【口頭】

平成30年度電気事業監査結果報告（本省分）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定	影響額 (百万円)	指導
			発見された事実	指導内容			
15	託送収支	「インバランス対応相当額取引費用」及び「インバランス対応相当額取引収益」の算定誤り	インバランス収支計算書の「インバランス対応相当額取引費用」及び「インバランス対応相当額取引収益」について、各月のインバランス量に当該月の調整力単価を乗じて算定すべきところ、当該月とは異なる月の単価を乗じて算定していた。	「インバランス対応相当額取引費用」及び「インバランス対応相当額取引収益」について、各月のインバランス量に当該月の調整力単価を乗じて適正に算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 3. (1) (2)	インバランス収支計算書等 (費用) 誤：8,122 正：8,101 影響額：▲21 (収益) 誤：15,966 正：16,039 影響額：72	B その他の指摘事項【文書】
16	託送収支	インバランス収支計算書（脚注）に記載の年度確定値の算定誤り	インバランス収支計算書の脚注に記載の「他社購入電源費」及び「託送収益」の年度確定値について、他社購入電源費に含まれる「インバランスの買取りに係る費用」及び「託送収益」に含まれる「インバランスの供給に係る収益」の算定において、一部計上漏れがあった。	脚注には、平成29年4月から平成30年3月分の年度の確定値を記載する必要があり、適正に算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第1 第11表（記載注意）3	インバランス収支計算書（脚注） (営業費用) 誤：10,790 正：10,872 影響額：81 (託送収益) 誤：13,743 正：13,849 影響額：105	B その他の指摘事項【文書】
17	託送収支 部門別収支	ネガワット取引に係る「他社購入電源費」等の算定誤り	送配電部門収支計算書の「他社購入電源費」の算定において、送配電部門に係る費用のみ計上すべきところ、自社小売（アグリゲーター）が契約需要家に対して支払った送配電外部部門の費用が含まれていた。  また、部門別収支計算書上、上記の自社小売（アグリゲーター）が契約需要家に対して支払った費用がアンシラリーサービス費用に二重計上されていた。	「他社購入電源費」は、送配電部門において発生した費用のみを抽出し、適正に算定すべきである。  また、部門別収支計算書上ネガワット取引費用をアンシラリーサービス費用に適正に計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 2. (1)  みなし小売電気事業部門別収支計算規則別表1. 6 (8)	送配電部門収支計算書等 (他社購入電源費) 誤：12,249 正：12,232 影響額：▲17  部門別収支計算書 (アンシラリーサービス費用) 影響額：17	B その他の指摘事項【文書】
18	託送収支	「自家発並列料」の税抜処理漏れ	社内取引収益のうち「自家発並列料」の算定にあたり、公表している規程のアンシラリーサービス料単価を用いて算定されているが、当該単価は消費税込みの金額であるものの、自家発並列料の算定時に税抜処理が行われていなかった。	送配電部門収支計算書は税抜方式により作成されており、自家発並列料についても同様に税抜方式により算定し計上すべきである。	電気事業会計規則第1 条第4号	社内取引明細表 (契約超過金等相当額取引収益) 誤：915 正：911 影響額：▲4	B その他の指摘事項【文書】
19	託送収支 部門別収支	「アンシラリーサービス取引費用」の算定誤り	社内取引費用の「アンシラリーサービス取引費用」に含まれる「アンシラリーサービス固定費」の算定にあたり、本来計上すべき調整力公募の応札額とは異なる金額が計上されていた。	調整力公募による応札額を適正に計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1 3. (2) ②  みなし小売電気事業部門別収支計算規則別表1. 6 (8)	社内取引明細表 (アンシラリーサービス取引費用) 誤：8,667 正：8,668 影響額：1	B その他の指摘事項【文書】
20	託送収支	「インバランスリスク料相当額取引収益」の算定誤り	インバランス収支計算書の「インバランスリスク料相当額取引収益」について、前年度（平成28年度）の収支に計上した見積額と確定額との差分を当年度（平成29年度）の収支に反映すべきところ、当該差分の反映処理が行われていなかった。	「インバランスリスク料相当額取引収益」は、過年度分の精算分を適正に反映して算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 様式第1 第11表（記載注意）5	インバランス収支計算書 (インバランスリスク料相当額取引収益) 影響額：1百万円未満	B その他の指摘事項【口頭】

平成30年度電気事業監査結果報告（本省分）

No.	監査項目	件名	検出事項の概要		根拠規定	影響額 (百万円)	指導
			発見された事実	指導内容			
21	託送収支	「他社購入電源費（離島における他社購入電力料）」の算定誤り	送配電部門収支計算書及び離島供給収支計算書の「他社購入電源費（離島における他社購入電力料）」から控除すべき再エネ特措法交付金について、前年度（平成28年度）の収支に計上した見積額と確定額との差分を当年度（平成29年度）の収支に反映すべきところ、当該差分の反映処理が行われていなかった。	「他社購入電源費（離島における他社購入電力料）」は、離島供給において発生した費用から再エネ特措法交付金分を適正に控除して算定すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1.2.(1)	送配電部門収支計算書等 (他社購入電源費) 誤：451 正：1,142 影響額：691 (インバランス対応取引費用) 誤：29 正：233 影響額：203	B その他の指摘事項【文書】
22	託送収支 部門別収支	「他社購入電源費」及び「インバランス対応取引費用」の計上漏れ	送配電部門収支計算書の「他社購入電源費」及び「インバランス対応取引費用」について、調整力契約に係る他社購入電力料分が計上されていない。また、部門別収支計算書の「アンシラリーサービス費用」について、調整力契約に係る他社購入電力料分が計上されていない。	「他社購入電源費」及び「インバランス対応取引費用」には、送配電部門において発生した費用である調整力契約に係る他社購入電力料分を適正に計上すべきである。 また、部門別収支計算書においても、調整力契約に係る他社購入電力料分は、「アンシラリーサービス費用」に計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1.2.(1) みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表1.6(8)	部門別収支計算書 (アンシラリーサービス費用) 影響額：581	B その他の指摘事項【文書】
23	託送収支 部門別収支	「アンシラリーサービス取引費用」の算定誤り	社内取引明細表の「アンシラリーサービス取引費用」の算定過程において、「アンシラリーサービス可変費」の算定にあたり誤った調整電力量を用いて算定していた。また、部門別収支計算書の「アンシラリーサービス費用」について、誤った調整電力量を用いた費用及び収益分が計上されていた。	正しい調整電力量実績に基づき、適正に算定すべきである。 また、部門別収支計算書上も正しい調整電力量実績に基づき適正に「アンシラリーサービス可変費」を計上すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1.3.(2)② みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表1.6(8)	社内取引明細表 (アンシラリーサービス取引費用) 誤：3,747 正：3,749 影響額：2	B その他の指摘事項【文書】
24	部門別収支	非ネットワーク販売需要家費用の契約口数比配誤り	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表1.6(12)に規定される、非ネットワーク販売需要家費用を規制部門及び自由化部門の口数比率により配分する過程において、送配電非関連需要に係る自由化部門の口数については、「域内自社小売口数+域外自社小売口数」とすべきところ、「域内自社小売口数」のみを集計した上で、当該比率をもって規制部門及び自由化部門へ配分を行っていた。なお、当事業者以外は、すべて域外自社小売口数を含めて配分計算を行っている。	省令や論点整理では送配電非関連需要に係る口数について特段整理はされていないものの、送配電非関連需要に係る口数については当然に域外自社小売口数を含めるべきと考えられることから、平成28年度及び平成29年度の部門別収支計算書においては、契約口数について当該修正を行った上で、規制部門及び自由化部門に配分される金額の修正を行うべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表1.6(12)	部門別収支計算書 (規制部門当期純利益) +122	B その他の指摘事項【文書】
25	その他 <良好事例>	送配電業務に係る苦情等の分析・対応的確な実施	苦情や問い合わせ等への対応は当然のことではあるが、他社と比較して、原因の分析、再発防止、関係部署間での共有、蓄積が的確になされていた。	原因の分析、再発防止、関係部署間での共有、蓄積により業務の質的向上を目指していることは、評価できる。 引き続き業務の質的向上に努めて欲しい。	—		D 要報告【掲載】